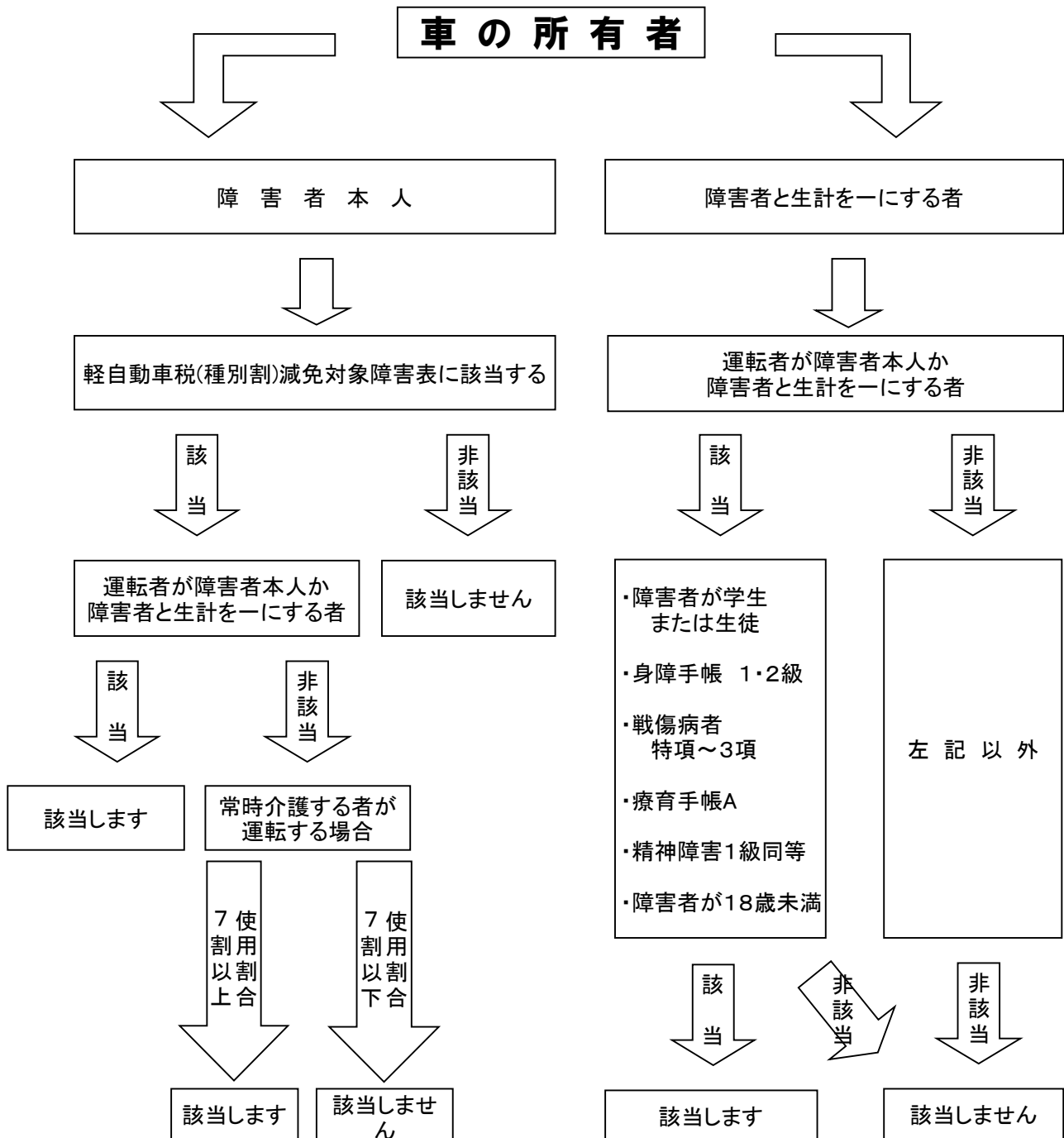


軽自動車税に係る減免該当確認フローチャート



※所有権留保付自動車の場合は、自動車検査証等の使用者欄に記載された方を所有(取得)者とみなします。

※生計を一にする者とは、一般的には生活をともにするものが該当します。
(ただし、別居でも専ら障害者のために利用される車であれば該当します。)

※納税義務者がリース会社の車両については減免該当しません。